

令和 4 年度第 2 回定例監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査

2 監査実施日

令和 5 年 1 月 24 日（書類検査及び説明聴取を行った日）

3 監査の対象

令和 4 年度上半期（令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月）における財務に関する事務の執行状況及び金銭出納業務

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、住民等への影響、発生頻度等を検討し、事務項目ごとに、特に重要と考えられるリスク（重要リスク）を設定し、対応する監査の着眼点を次のとおり定めた。

項 目	重要リスク	監査の着眼点
(1) 収入・支出 事務	ア 不適切な経理が行われるリスク	(ア) 収入の確保及び収入手続きは適正に行われているか。 (イ) 支出負担行為及び支出手続きは適正に行われているか。
	イ 不正な現金の取扱いが行われるリスク	(ア) 現金の出納、保管及びその取扱いは適切に行われているか。
(2) 契約事務	ア 不当な契約が発生するリスク	(ア) 契約書、見積書等の関係書類が適正に整備されているか。 (イ) 契約の時期、方法及び手続きは適正か。 (ウ) 業者選定方法及び随意契約の手続きが適正に行われているか。
	イ 契約した内容が適切に履行されないリスク	(ア) 仕様書等の設計図書は的確に作成されているか。 (イ) 工事報告書の整理や備品の管理等、証拠書類の保管及び検収事務が適正に行われているか。
(3) 事業実施 状況	ア ごみ処理施設が適正に管理運営されないため、ごみ処理が滞り、住民生活に影響を与えるリスク	(ア) ごみ処理施設の老朽化対策のための適正な補修が実施されているか。 (イ) ごみの減量・リサイクルの取り組みについて努力が払われているか。 (ウ) 安定した処理体制が構築され、効果的・効率的な事業運営がなされているか。

5 監査の方法

令和 4 年 4 月 1 日から 9 月末日までの令和 4 年度上半期における所管事務事業について、芸北広域環境施設組合監査基準に準拠して監査を実施した。

提出された資料をもとに、関係書類、預金通帳、諸帳簿の照合を行い、計数の正確性などについて検証した。

事務事業については、関係職員から説明を聴取し、質疑応答の方法により行った。

6 監査の結果及び所見

(1) 令和4年度上半期の現金出納状況

歳入

款 項	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 分担金及び負担金		271,175,000	116.12%	233,524,000
1項 負担金	通常経費負担金	271,175,000	116.12%	233,524,000
	内 安芸高田市分	165,953,000	115.98%	143,093,000
	内 北広島町分	105,222,000	116.36%	90,431,000
2款 使用料及び手数料		55,051,425	98.94%	55,641,985
2項 手数料	総務手数料	405,000	132.79%	305,000
	内 許可証交付手数料	370,000	137.04%	270,000
	内 許可証書き換え交付手数料	35,000	100.00%	35,000
	衛生手数料(ごみ処理手数料)	54,646,425	98.75%	55,336,985
4款 財産収入		175,861	80.11%	219,533
1項 財産運用収入	土地建物貸付収入	137,280	100.00%	137,280
	内 土地貸付料(農園ハウス)	132,000	100.00%	132,000
	内 土地貸付料(アンテナ敷地)	5,280	100.00%	5,280
	利子及び配当金(財政調整基金利子)	38,581	46.91%	82,253
6款 繰越金		22,461,606	113.05%	19,868,983
1項 繰越金	繰越金	22,461,606	113.05%	19,868,983
	内 繰越金	16,961,606	85.37%	19,868,983
	内 繰越金(繰越明許分)	5,500,000	—	0
7款 諸収入		6,619,360	55.67%	11,889,303
1項 組合預金利子	預金利子	35,393	99.42%	35,601
2項 雑入	雑入	6,583,967	55.54%	11,853,702
	内 古新聞・雑誌等売却代	604,989	154.85%	390,687
	内 アルミ・スチールプレス品売却代	2,377,716	193.84%	1,226,654
	内 鉄くず売却代	3,102,077	167.40%	1,853,115
	内 小型家電製品売却代	403,590	9248.17%	4,364
	内 羽毛布団売却代	8,910	—	0
	内 空きびん売却代	10,768	99.43%	10,830
	内 自動販売機電気料	33,000	100.00%	33,000
	内 拾得金	18,571	321.74%	5,772
	内 令和3年度確定負担金	24,346	237.22%	10,263
	内 一般廃棄物処理業務受託料(安芸太田町)	0	0.00%	8,315,517
	内 その他	0	0.00%	3,500
歳 入 計		355,483,252	110.69%	321,143,804

歳 出

款 項 目 節	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 議会費		10,610	102.02%	10,400
1 項 議会費		10,610	102.02%	10,400
2款 総務費		18,096,375	99.10%	18,260,260
1 項 総務管理費		18,093,227	99.10%	18,256,972
2 項 監査委員費		3,148	95.74%	3,288
3款 衛生費		216,706,459	98.29%	220,477,712
1 項 清掃費		216,706,459	98.29%	220,477,712
1 目 2 節	給料(一般職給)	15,605,400	100.66%	15,503,400
3 節	職員手当等	11,523,705	92.36%	12,477,150
4 節	共済費	6,193,120	97.70%	6,339,021
7 節	報償費	119,860	100.22%	119,600
8 節	旅費	2,660	—	0
10 節	需用費	37,099,315	94.81%	39,128,828
	内 訳			
	ごみ袋代	6,212,965	75.29%	8,252,167
	薬品代	4,143,927	104.24%	3,975,251
	電気料	20,437,839	132.49%	15,425,890
	機器設備点検整備・修繕費	2,518,670	33.34%	7,553,810
	その他(消耗品費・燃料代外)	3,785,914	96.54%	3,921,710
11 節	役務費	1,867,577	80.73%	2,313,241
12 節	委託料	144,136,862	99.82%	144,401,842
	内 訳			
	焼却灰・集じん灰資源化	18,897,175	85.53%	22,092,950
	不燃残渣及び可燃性粗大ごみの資源化	18,747,850	99.28%	18,884,415
	収集運搬業務	60,174,125	100.00%	60,174,125
	施設内作業業務	20,020,000	100.00%	20,020,000
	焼却炉夜間運転業務	16,500,000	132.30%	12,471,800
	その他(点検・管理・資源化等)	9,797,712	91.07%	10,758,552
13 節	使用料及び賃借料	83,160	66.08%	125,840
18 節	負担金、補助及び交付金	43,000	98.65%	43,590
26 節	公課費(公用車重量税〔3台〕)	31,800	126.19%	25,200
歳 出 計		234,813,444	98.35%	238,748,372

(2) 令和4年度上半期の資源化内訳

歳 入

品 目	数 量 (kg)		金 額 (円) 【税込】	
	4年度上半期	3年度上半期	4年度上半期	3年度上半期
新聞	9,330	11,230	96,712	74,118
雑誌	43,780	52,320	261,844	213,147
ダンボール	29,460	30,910	245,608	102,003
紙パック	250	430	825	1,419
古紙類売却代 合計			604,989	390,687
アルミプレス	9,220	11,030	1,171,940	764,379
スチールプレス	24,620	16,810	1,205,776	462,275
鉄くず	90,970	112,310	3,102,077	1,853,115
金属類売却代 合計			5,479,793	3,079,769
小型家電製品	36,690	39,645	403,590	4,364
羽毛布団	56	0	8,910	0
空きびん	1,020	1,010	10,768	10,830

歳 出

品 目	数 量		金 額 (円) 【税込】		
	4年度上半期	3年度上半期	4年度上半期	3年度上半期	
焼却灰資源化 (処理)	394.49 t	458.04 t	10,848,475	12,596,100	
集じん灰資源化 (処理)	92.70 t	110.95 t	4,690,620	5,614,070	
焼却灰資源化 (運搬)	42 台	48 台	2,203,740	2,518,560	
集じん灰資源化 (運搬)	22 台	26 台	1,154,340	1,364,220	
粗大ごみの資源化 不燃残渣及び可燃性	不燃物残渣資源化【破碎くず等】	27,740 kg	32,060 kg	1,220,560	1,410,640
	可燃性粗大ごみ資源化【布団、木くず等】	324,260 kg	338,970 kg	7,133,720	7,457,340
	粗大切断物資源化【家具等の切断品】	82,530 kg	82,140 kg	3,631,320	3,614,160
	紙おむつ資源化	15,900 kg	22,210 kg	437,250	610,775
	運搬	97 台	97 台	6,325,000	5,791,500
機密文書等資源化	25,210 kg	18,640 kg	802,560	422,180	
有害ごみ資源化 (蛍光管)	2,431 kg	2,034 kg	1,102,759	1,124,767	
有害ごみ資源化 (乾電池)	6,630 kg	7,190 kg			
容器商品包装化	無色のガラスびん	11,080 kg	0 kg	2,485	0
	茶色のガラスびん	12,100 kg	9,900 kg	11,499	9,757
	プラスチック製容器包装	6,080 kg	6,890 kg	3,556	3,871
不法投棄による特定家庭用機器の資源化	冷蔵庫	2 台	1 台	7,480	5,200
	テレビ	1 台	5 台	2,970	12,650
	エアコン	1 台	0 台	990	0
一般廃棄物 (可燃物) 処分	3,330 kg	0 kg	146,520	0	
ガラスくず残渣処理	66,110 kg	63,940 kg	1,599,862	1,547,348	
ガラスくず等埋立	109.37 t	115.07 t	1,079,100	1,128,600	

(3) 結果及び所見

監査の対象である収入・支出事務については、会計管理者から説明を受け、提出資料、預金通帳、関係諸帳簿等の点検及び照合を行った結果、計数上の誤り等は認められなかった。

契約事務については、提出された契約状況一覧表を参考に関係職員への質問等により検査を実施したが、概ね適正に処理されていると認められた。

特に指摘すべき事項は見受けられなかったが、事業実施状況について、次のとおり意見を述べるので参考にされたい。

ア 市町と連携したリサイクル・処理の取り組みについて

安芸高田市では、㈱ジモティーと協定を締結し、粗大ごみのリユース活動を行っている。また、北広島町では、ゼロカーボンタウンを宣言し、温室効果ガスの削減に取り組むことを表明している。ともに組合のごみ減量化対策と密接に関係することであり、市町との更なる連携により事業推進を図られたい。特に、きれいセンターでもリユースが実施できれば施設の存在価値も高めることが可能である。市町の遊休施設の活用やシルバー人材センター、NPO 法人、障害者施設等による事業実施についても検討されたい。

市町では、鹿等の捕獲鳥獣の処理が課題となっている。現在、微生物による有害鳥獣処理装置について市町関係課と共同で調査しているが、今後も取り組みを強化されたい。

また、広報については市町によるところが大きい。例えば、きれいセンターで引取りできない消火器・ドラム缶の処理先の情報やパソコンのデータ消去方法等、住民への周知についても連携して取り組まされたい。

イ 財源の確保について

施設の電気料が上半期で、30%増の約 500 万円の増となっている。今後も値上がりは確実であり、財源確保のために様々な工夫が求められる。ごみ量を減らせばランニングコストは軽減できると思われるが、ごみ処理手数料の値上げによりごみの減量を図るといのは、原価計算に基づいたものではなく、合理的な説明が求められる。売却できる資源化ごみは、収集運搬費がかかるため処理手数料で賄えないということであるが、日曜開場日や年末等の持込手数料を、単に混雑解消のためという理由で値上げすべきではない。ゲートの複数化や1回の荷下ろしで済ませる工夫などを検討していただきたい。

手数料の改定にあたっては、その目的や処理原価に対する料金水準の検討を十分行い、住民の理解を得ることが不可欠である。照明の LED 化や太陽光発電の導入等、他の施策を含めた十分な検討を行われたい。

ウ 10年後の施設のあり方について

令和3年度に実施した今後の施設の事業可能性調査については、繰越明許費として取り扱い、令和4年度も調査を継続している。現在、大規模なごみ発電について検討しているが、ごみ量が減少すれば、他自治体への処理委託や現施設での継続処理も可能となってくるのではないか。他の選択肢も含めた十分な調査を今後も実施するとともに、市町の議会や住民に対しても情報共有に努められたい。